条例第４条第１項の“新設等”の解釈について

東京都下水道条例第 4 条第 1 項において、「排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その計画を管理者に届け出なければならない。」と排水設備計画の届出義務が定められています。

この“新設等”とされている届出が必要な工事については、同条例第 3 条で「排水設備の新設、増設又は改築」と定義されていますが、下記にその解釈を示しますので、遺漏の無いように届出の徹底をお願いいたします。

記

届出が必要な「新設、増設又は改築」とは次のとおり。

１　「新設」とは、建物の新築や建て替え等に伴い、排水設備を新たに設置することをいう。

- ◆ 既存の排水施設を公共下水道に接続する場合を含む。
- ◆ 駐車場の整備など、建築物を伴わない場合も含む。
- ◆ 仮設の排水設備の設置も含む。

２　「増設」とは、既存の排水設備に追加して、衛生器具や雨どい等を設置することをいう。

- ◆ 阻集器やディスポーザ排水処理システム等の追加設置を含む。

３　「改築」とは、増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更、衛生器具等の種別の変更などを行うことをいう。

- ◆ 屋内排水設備の改築で、以下に該当しない場合は届出を省略できる。
  - ・建物内に雨水管と汚水管の両方があり、排水経路の変更を伴う場合（なおこの場合は、施工箇所付近の排水配管状況のわかる図面を届出書に添付すること）
  - ・ディスポーザ排水処理システム、阻集器、排水槽を設置する場合
- ◆ 屋外排水設備の改築で、排水経路の変更を伴わず、下水道施設の機能に障害を与えるおそれがない場合届出を省略できる。

  具体的には、排水経路の変更がなく、以下のいずれにも該当しない場合届出を省略できる。
  - ・排水管（本管、枝管、雨水浸透管）の内径、管種、こう配、延長の変更
  - ・汚水ますの形式、内径、深さの変更
  - ・雨水ますの形式、内径、深さ、泥だめ深さの変更
  - ・公共ますへの接続部の工事
  - ・ますと排水管を同時に入れ替える工事
  - ・ディスポーザ排水処理システム、阻集器、排水槽の設置

※なお、届出の要否の判断が難しい場合は、必ず下水道事務所に確認すること。